

令和6年 12月

保有個人情報の開示請求等における本人確認書類について（お知らせ）

個人情報の保護に関する法律施行令の改正（令和6年 12月2日施行）により、「健康保険の被保険者証」が、開示請求等をする方の提出する本人確認書類から削除されましたが、令和7年 12月1日までの間において有効な「健康保険の被保険者証」などの各種被保険者証は、引き続き本人確認書類として取り扱います。

なお、開示請求の手続きを行う際は、開示請求書「本人確認等」欄（以下様式抜粋）の「その他」をチェックし、お持ちの被保険者証の種類（例：健康保険被保険者証、共済組合組合員証）を記入します。

※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方に各医療保険者から順次交付される「資格確認書」についても同様の取扱いです。

参考：開示請求書「本人確認等」欄（イメージ）

本人確認等

ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。